

## 補 正 項 目

(単位 : 千円)

No.	事業名	予算額	説明	所管課										
1	医療分野における賃上げ・物価上昇に対する支援事業	374,073	<p>県内の診療所、薬局等を対象に、給付金を支給            [支援内容]            ①医療従事者の賃上げ支援            賃上げの取組を進める診療所、薬局等が対象（具体的な要件は国において検討中）            ②物価上昇の影響に対する支援            [負担割合]            国 10/10</p>	健康福祉部 [医療政策課] [薬事衛生課]										
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; padding: 5px;">対象施設</th><th style="text-align: center; padding: 5px;">支援額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center; padding: 10px;">有床診療所</td><td style="text-align: center; padding: 10px;">1 病床当たり8.5万円            (①賃金分7.2万円、②物価分1.3万円)</td></tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 10px;">無床診療所、歯科診療所</td><td style="text-align: center; padding: 10px;">1 施設当たり32.0万円            (①賃金分15.0万円、②物価分17.0万円)</td></tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 10px;">保険薬局            (1法人当たりの薬局数に応じ支給)</td><td style="text-align: center; padding: 10px;">1 施設当たり12.0～23.0万円            (①賃金分7.0～14.5万円、②物価分5.0～8.5万円)</td></tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 10px;">訪問看護ステーション</td><td style="text-align: center; padding: 10px;">1 施設当たり22.8万円            (①賃金分22.8万円)</td></tr> </tbody> </table>					対象施設	支援額	有床診療所	1 病床当たり8.5万円 (①賃金分7.2万円、②物価分1.3万円)	無床診療所、歯科診療所	1 施設当たり32.0万円 (①賃金分15.0万円、②物価分17.0万円)	保険薬局 (1法人当たりの薬局数に応じ支給)	1 施設当たり12.0～23.0万円 (①賃金分7.0～14.5万円、②物価分5.0～8.5万円)	訪問看護ステーション	1 施設当たり22.8万円 (①賃金分22.8万円)
対象施設	支援額													
有床診療所	1 病床当たり8.5万円 (①賃金分7.2万円、②物価分1.3万円)													
無床診療所、歯科診療所	1 施設当たり32.0万円 (①賃金分15.0万円、②物価分17.0万円)													
保険薬局 (1法人当たりの薬局数に応じ支給)	1 施設当たり12.0～23.0万円 (①賃金分7.0～14.5万円、②物価分5.0～8.5万円)													
訪問看護ステーション	1 施設当たり22.8万円 (①賃金分22.8万円)													
※ 病院に対しては国からの直接執行を予定 ※ 訪問看護ステーションの物価上昇の影響に対する支援はNo.3介護事業所等に対するサービス継続支援事業による														

(単位：千円)

No.	事業名	予算額	説明	所管課
2	介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善支援事業	1,538,250	<p>県内の介護事業所等を対象に、介護従事者の賃上げ、職場環境の改善のための補助金を交付</p> <p>[助成額]</p> <p>各事業所の総報酬に国がサービスの区分ごとに設定する交付率を乗じ算出(今後国において設定)</p> <p>[国が定める交付率設定の考え方]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①－1 介護従事者に対する幅広い賃上げ支援(※1) 1.0万円／月相当</li> <li>①－2 生産性向上や協働化に取り組む事業所への賃上げ支援の上乗せ(※2) 0.5万円／月相当</li> <li>② 職場環境改善に取り組む事業所への支援(※3) (人件費に充てた場合、介護職員に対する0.4万円／月の賃上げ相当)</li> </ul> <p>[対象期間] R7年12月～R8年5月の賃上げ相当額を支給</p> <p>[負担割合] 国10/10</p>	健康福祉部 [高齢者福祉課]
			<p>※1 処遇改善加算の対象サービスについては加算取得事業者、対象外サービス(訪問看護、訪問リハ、ケアマネ等)については処遇改善加算に準ずる要件を満たす(又は見込み)事業者が対象</p> <p>※2 処遇改善加算の取得に加え、以下のいずれかの要件を満たす事業者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア) 訪問、通所サービス等 ケアプランデータ連携システムに加入(又は見込み)等</li> <li>イ) 施設、居住サービス、多機能サービス、短期入所サービス等 生産性向上加算I又はIIを取得(又は見込み)等</li> </ul> <p>※3 処遇改善加算を取得の上、職場環境等要件の更なる充足等に向けて、職場環境改善を計画し実施する事業者</p>	

(単位：千円)

No.	事業名	予算額	説明	所管課										
3	介護事業所等に対するサービス継続支援事業	376,366	<p>県内の介護事業所等を対象に、必要な介護サービスを円滑に継続できるよう、設備・備品の購入費用等のための補助金を交付</p> <p>[助成対象経費]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①訪問・送迎の移動の経費などサービス提供の継続に必要な経費</li> <li>②衛生用品や備蓄物資、ポータブル発電機など災害発生時に必要な設備・備品 など</li> </ul> <p>[負担割合]</p> <p>国 3/4・県 1/4</p>	健康福祉部 [高齢者福祉課]										
			<table border="1"> <thead> <tr> <th>対象施設</th> <th>助成上限額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>訪問介護事業所 (訪問回数等に応じ区分)</td> <td>1 事業所当たり 20～50万円</td> </tr> <tr> <td>通所介護事業所 (延べ利用者数に応じ区分)</td> <td>1 事業所当たり 20～40万円</td> </tr> <tr> <td>介護事業所・施設 (訪問介護、通所介護、施設系を除く)</td> <td>1 事業所当たり 20万円</td> </tr> <tr> <td>施設系（特養、老健、介護医療院等）</td> <td>定員 1 人当たり 6千円</td> </tr> </tbody> </table>	対象施設	助成上限額	訪問介護事業所 (訪問回数等に応じ区分)	1 事業所当たり 20～50万円	通所介護事業所 (延べ利用者数に応じ区分)	1 事業所当たり 20～40万円	介護事業所・施設 (訪問介護、通所介護、施設系を除く)	1 事業所当たり 20万円	施設系（特養、老健、介護医療院等）	定員 1 人当たり 6千円	
対象施設	助成上限額													
訪問介護事業所 (訪問回数等に応じ区分)	1 事業所当たり 20～50万円													
通所介護事業所 (延べ利用者数に応じ区分)	1 事業所当たり 20～40万円													
介護事業所・施設 (訪問介護、通所介護、施設系を除く)	1 事業所当たり 20万円													
施設系（特養、老健、介護医療院等）	定員 1 人当たり 6千円													
4	介護施設等に対するサービス継続支援事業	214,995	<p>県内の介護保険施設等を対象に、食料品等の購入費等のための補助金を交付</p> <p>[助成対象]</p> <p>介護老人福祉施設（地域密着型含む）、介護老人保健施設、介護医療院、短期入所生活介護、養護老人ホーム、軽費老人ホーム</p> <p>[助成上限額]</p> <p>定員 1 人当たり 1.8 万円</p> <p>[助成対象経費]</p> <p>食材料費</p> <p>[負担割合]</p> <p>国 10/10</p>	健康福祉部 [高齢者福祉課]										

(単位：千円)

No.	事業名	予算額	説明	所管課
5	障がい福祉分野の職員の賃上げ支援事業	390,600	<p>県内の障がい福祉サービス事業所等を対象に、福祉・介護職員等の賃上げのための補助金を交付</p> <p>[助成額] 各事業所の総報酬に国がサービスの区分ごとに設定する交付率を乗じ算出(今後国において設定) [国が定める交付率設定の考え方] 障がい福祉従事者に対する幅広い賃上げ支援(※) 1.0万円／月相当</p> <p>[対象期間] R7年12月～R8年5月の賃上げ相当額を支給</p> <p>[負担割合] 国10/10</p>	健康福祉部 [障がい福祉課]

※ 处遇改善加算の対象サービスについては加算を取得し取組を推進する（又は見込み）事業者、対象外サービス（計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援）については処遇改善加算取得事業者に準ずる要件を満たす（又は見込み）事業者が対象